

# 工場立地法の届出の仕組みについて

工場立地法により、特定工場の新設または一定規模以上の変更をしようとする時は、届出をしなければなりません。

## 届出の対象

業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱発電所は除く）

※業種は日本標準産業分類による

かつ

規模：敷地面積9,000㎡以上 または 建築面積3,000㎡以上

## 届出手続きについて

### 新設・変更の届出

[特定工場新設(変更)届出]

- ・敷地面積の増減
- ・生産施設の増
- ・環境施設(緑地等)の減 など

着工日の90日前までに届出が必要です。  
(短縮申請により30日前までに短縮できます。)

### 審査

敷地面積に対する生産施設面積比、緑地面積比、環境施設面積比等が準則に適合するか

準則に適合

準則に不適合

着工予定日

受理後90日経過後、もしくは短縮申請承認日以降工事着手

準則に不適合等の場合  
**勧告**

勧告に従わない場合  
**変更命令**

無届や虚偽の届出、命令違反等  
**罰則**

### その他の届出

氏名または名称及び住所の変更届

譲受、借受、相続または合併による届出者の地位の承継の届出

特定工場の廃止の届出

問い合わせ先

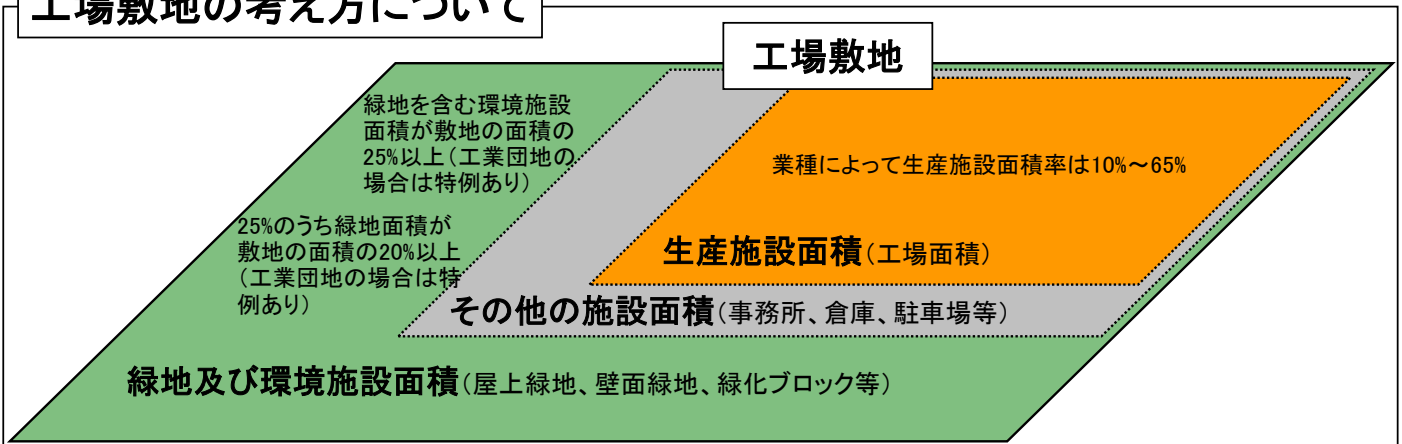
福井市役所商工労働部

企業立地推進室 まで

電話0776(20)5143 FAX0776(20)5323

<http://www.city.fukui.lg.jp/>

## 工場敷地の考え方について



## 業種による生産敷地面積

	業種の区分	敷地面積に対する生産施設の面積の割合
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30/100
第2種	伸鉄業	40/100
第3種	窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)	45/100
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	50/100
第5種	でんぷん製造業及び冷間ロール成型形鋼製造業	55/100
第6種	石油製品・石炭製品製造業(石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)及びコークス製造業を除く。 )及び高炉による製鉄業	60/100
第7種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65/100

## 届出に必要な書類

様式第1	・特定工場新設(変更)届出(一般用)	} どちらか
様式B	・特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用)	
別紙1	・特定工場における生産施設の面積	
別紙2	・特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	
別紙3	・工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置 (工業団地に立地する場合)	
別紙4	・隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用 (工業集合地の特例を受ける場合)	
様式例第1	・事業概要説明書	
様式例第2	・生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図	
様式例第3	・特定工場用地利用状況説明書	
様式例第4	・特定工場の新設等のための工事の日程	